

## 主任介護支援専門員更新研修について

### 1 【更新研修の概要】

- 主任介護支援専門員の有効期間は5年間です。  
→介護支援専門員と同様、有効期間が満了する前に主任介護支援専門員更新研修を修了する必要があります。
- 「主任介護支援専門員更新研修」の修了者は、「介護保険法施行規則第113条の18」に規定する更新研修を修了したとみなされます。介護支援専門員更新研修の受講が免除されます。
- 主任介護支援専門員更新研修を修了する前に、介護支援専門員の有効期間が先に満了する場合は、これまで通り介護支援専門員を更新するための研修（更新研修又は専門研修）を修了し、介護支援専門員証の更新手続きを行う必要があります。

### 2 【更新にあたっての注意事項】

- 主任介護支援専門員更新研修を有効期間満了日までに受講しない場合、主任介護支援専門員資格は消失します。  
※再び、主任介護支援専門員として実務に就く場合には、改めて主任介護支援専門員研修を受講することになります。
- 主任介護支援専門員更新研修では、各科目における到達目標を達成しているかについて、修了評価を実施することになっています。  
※判定の結果によっては、主任介護支援専門員更新研修の修了が認められない場合があります。
- 主任介護支援専門員更新研修の受講案内通知は、御本人様宛てに送付されません。有効期間満了日や更新研修受講要件等は御自身で管理し、計画的に研修を受講してください。

☆主任介護支援専門員更新研修の受講要件は  
埼玉県介護支援専門員協会のHPを御覧ください。

<https://saitama-cm.com/>